



愛媛県報

平成14年3月1日金曜日 第1335号

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

◇ 目 次 ◇ 規 則

○ 保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則.....	227
告 示	
○ 落札者等の告示.....	228
○ 新たに生じた土地の確認（内海村）.....	228
○ 字の区域の変更（ " ）.....	228
○ 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	228
○ 大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	229
○ 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	230
○ 落札者等の告示.....	230
○ 公有水面埋立工事のしゅん功認可（2件）.....	230
○ 道路の区域変更（県道多喜浜泉川線）.....	232
○ 道路の供用開始（ " ）.....	232
○ 道路の区域変更（県道三坂松山線）.....	232
○ 道路の供用開始（ " ）.....	232
○ 道路の区域変更（県道湯山高縄北条線）.....	233
○ 道路の供用開始（ " ）.....	233
○ 道路の区域変更（一般国道494号外）.....	233
○ 道路の供用開始（ " ）.....	233
○ 道路の区域変更（県道久万中山線外）.....	234
○ 道路の供用開始（県道美川川内線）.....	234
○ 道路の区域変更（県道池田中山線）.....	234
○ 道路の供用開始（ " ）.....	235
○ 道路の区域変更（一般国道378号外）.....	235
○ 道路の供用開始（ " ）.....	235
○ 道路の区域変更（県道宇和野村線）.....	235
○ 道路の区域変更（県道鳥坂宇和線）.....	236
○ 道路の供用開始（ " ）.....	236
○ 道路の区域変更（県道河内立間停車場線外）.....	236
○ 道路の供用開始（ " ）.....	236
○ 道路の区域変更（県道宿毛津島線）.....	237
○ 道路の供用開始（ " ）.....	237
○ 道路の区域変更（県道網代島越線）.....	237
○ 道路の供用開始（県道宇和島城辺線外）.....	237
○ 道路の区域変更（県道宇和島城辺線）.....	238
○ 道路の供用開始（ " ）.....	238
○ 道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	239
○ 道路の供用開始（ " ）.....	239
○ 道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	239
○ 道路の供用開始（ " ）.....	239
○ 車両制限令第3条第1項第2号イの規定に基づく道路の指定...	240
○ 都市計画の変更（一部変更）（2件）.....	240
○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	240

公 告

○ 愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送.....	240
○ 技能検定の実施.....	241

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第6号

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年3月1日

愛媛県知事 加戸守行

保健婦助産婦看護婦法施行細則の一部を改正する規則

保健婦助産婦看護婦法施行細則（昭和57年愛媛県規則第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

保健師助産師看護師法施行細則

第1条中「保健婦助産婦看護婦法施行令」を「保健師助産師看護師法施行令」に、「保健婦助産婦看護婦法施行規則」を「保健師助産師看護師法施行規則」に、「保健婦助産婦看護婦法（）」を「保健師助産師看護師法（）」に改める。

第2条の表1の項右欄の欄中「准看護婦免許申請書」を「准看護師免許申請書」に改め、同表2の項同欄中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に改め、同表3の項同欄中「准看護婦試験願書」を「准看護師試験願書」に改める。

第3条の表1の項左欄の欄中「准看護婦籍」を「准看護師籍」に改め、同項右欄の欄中「准看護婦籍訂正・免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」に改め、同表2の項左欄の欄中「准看護婦籍」を「准看護師籍」に改め、同項右欄の欄中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に改め、同表3の項同欄中「准看護婦籍訂正・免許証書換え交付申請書」を「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」に改め、同表4の項同欄中「准看護婦免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に改め、同表5の項同欄中「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に改め、同表7の項同欄中「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に改める。

様式第1号中「准看護婦免許申請書」を「准看護師免許申請書」に改め、同様式1中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同様式3中「准看護婦」を「准看護師」に改め、同様式注2(1)中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改める。

様式第2号中「准看護婦籍登録抹消申請書」を「准看護師籍登録抹消申請書」に、「32失^{そう}」を「32失^{そう}踪」に改め、同様式注1(3)及び2中「失^{そう}」を「失^{そう}踪」に改める。

様式第3号中「准看護婦試験願書」を「准看護師試験願書」に改め、同様式注1中「准看護婦試験」を「准看護師試験」に、「准看護婦学校」を「准看護師学校」に改める。

様式第4号中「准看護婦籍訂正・免許証書換え交付申請書

」を「准看護師籍訂正・免許証書換え交付申請書」に改める。

様式第 5 号中「准看護婦免許証再交付申請書」を「准看護師免許証再交付申請書」に、「22 毀損^き」を「22 損傷」に、「准看護婦試験」を「准看護師試験」に改め、同様式注 2 中「毀損した」を「損傷した」に改める。

様式第 6 号中「准看護婦免許証返納書」を「准看護師免許証返納書」に改める。

様式第 8 号中「准看護婦試験合格証明書交付申請書」を「准看護師試験合格証明書交付申請書」に、「愛媛県准看護婦試験」を「愛媛県准看護師試験」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現に改正前の保健婦助産婦看護婦法施行細則（以下「旧規則」という。）様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 8 号の規定により提出されている書類は、改正後の保健婦助産師看護師法施行細則様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 4 号、様式第 5 号及び様式第 8 号の規定により提出された書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則様式第 1 号から様式第 6 号まで及び様式第 8 号の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第 419 号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
パーソナルコンピュータ 210台	愛媛県総務部総務管理課 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成14年 2 月 1 日	日本電気株式会社松山支店 松山市一番町一丁目 15番地 2	30,030,000円	一般競争入札	平成13年12月21日

○愛媛県告示第 420 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により、内海村長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、内海村の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面 積 (平方メートル)
内海村油袋519の 1、519の 3、523の 1、523の 2、530の 1 から530の 4 まで、530の 7、530の 8、531の 1 及び531の 3 の地先	3,928.44

○愛媛県告示第 421 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条第 1 項の規定により、内海村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
油袋	内海村油袋519の 1、519の 3、523の 1、523の 2、530の 1 から530の 4 まで、530の 7、530の 8、531の 1 及び531の 3 の地先公有水面埋立地	3,928.44

○愛媛県告示第 422 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月	届 出 の 日 年 月
イオン新居浜ショッピングセンター	新居浜市前田町754番地 2	大規模小売店舗において小売業を行う者の名称	ジャスコ株式会社	イオン株式会社	平成13年 8 月21日	平成14年 2 月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有

する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 423 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
イオン新居浜ショッピングセンター	新居浜市前田町754番地 2	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 8 時30分から午後11時まで	午前 8 時30分から午後11時30分まで	平成14年 2 月15日	平成14年 2 月14日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 424 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第 5 条第 4 項の規定により法第 6 条第 2 項の規定による届出とみなされる法附則第 5 条第 1 項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 2 項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
ディックナーサリー松山南店	松山市朝生田町540番地 1	駐車場の自動車の出入口の数	3 か所	4 か所	平成14年 3 月21日	平成14年 2 月15日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第 425 号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第 8 条第 2 項（同規則第21条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のよう

に定める。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成14年 3 月 1 日から14日まで

○愛媛県告示第 426 号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
建設事業総合管理システム用機器一式	愛媛県土木部土木管理課技術企画室 技術情報係 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2	平成14年 1 月28日	センチュリー・リーシング・システム株式会社四国支店 香川県高松市田町 9 番地 3	655,179円 （月額）	一般競争入札	平成13年12月18日

○愛媛県告示第 427 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、明浜町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町 122 番地

2 埋立区域

(1) 位置

東宇和郡明浜町大字俵津 1 番耕地 539 番第 5 地先から同大字 1 番耕地 701 番地先までの公有水面

(2) 区域

次の 1 点から41点までを順次直線で結んだ線並びに41点と 1 点とを結ぶ春分及び秋分の満潮位（C . D . L + 2.25メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（東宇和郡明浜町大字俵津 1 番耕地 262 番第 1 地内に設置された標識点）は、北緯33度19分02秒、東経 132度29分52秒の地点

1 点は、基点から真北 336 度19分25秒18.6メートルの

地点

2 点は、1 点から真北25度10分15秒 1.8メートルの地点

3 点は、2 点から真北30度04分19秒 5.3メートルの地点

4 点は、3 点から真北31度55分57秒 7.0メートルの地点

5 点は、4 点から真北32度41分43秒20.2メートルの地点

6 点は、5 点から真北32度40分13秒 9.2メートルの地点

7 点は、6 点から真北 303 度09分20秒 1.3メートルの地点

8 点は、7 点から真北32度55分47秒 2.6メートルの地点

9 点は、8 点から真北 124 度02分38秒 1.3メートルの地点

10点は、9 点から真北32度52分29秒24.6メートルの地点

11点は、10点から真北33度48分58秒 6.4メートルの地点

12点は、11点から真北35度19分58秒 8.3メートルの地点

13点は、12点から真北38度04分15秒 9.2メートルの地点

14点は、13点から真北38度54分31秒 1.4メートルの地点

15点は、14点から真北 309 度31分33秒 1.3メートルの地点

16点は、15点から真北39度27分33秒 2.6メートルの地点
 17点は、16点から真北 132 度10分29秒 1.3メートルの地点
 18点は、17点から真北40度21分30秒 4.9メートルの地点
 19点は、18点から真北42度27分11秒 6.9メートルの地点
 20点は、19点から真北44度35分52秒 7.2メートルの地点
 21点は、20点から真北46度37分50秒19.5メートルの地点
 22点は、21点から真北45度32分11秒12.1メートルの地点
 23点は、22点から真北43度21分39秒 7.5メートルの地点
 24点は、23点から真北38度04分51秒 5.8メートルの地点
 25点は、24点から真北 307 度52分11秒 2.0メートルの地点
 26点は、25点から真北34度59分19秒 4.1メートルの地点
 27点は、26点から真北 122 度30分57秒 2.0メートルの地点
 28点は、27点から真北33度14分16秒 3.2メートルの地点
 29点は、28点から真北28度47分08秒 5.5メートルの地点
 30点は、29点から真北23度19分34秒 3.8メートルの地点
 31点は、30点から真北18度08分15秒 4.2メートルの地点
 32点は、31点から真北 288 度58分20秒 3.0メートルの地点
 33点は、32点から真北11度29分46秒13.8メートルの地点
 34点は、33点から真北99度28分58秒 0.9メートルの地点
 35点は、34点から真北14度36分09秒 2.0メートルの地点
 36点は、35点から真北 104 度34分43秒 1.8メートルの地点
 37点は、36点から真北 3 度18分38秒 3.7メートルの地点
 38点は、37点から真北 356 度02分33秒 4.7メートルの地点
 39点は、38点から真北 351 度54分15秒 5.9メートルの地点
 40点は、39点から真北 346 度10分02秒 5.5メートルの地点
 41点は、40点から真北 346 度02分44秒 1.9メートルの地点

(3) 面積

1,349.44平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成 3 年 1 月22日 愛媛県指令 2 河第1075号

4 しゅん功認可年月日

平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 428 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第 1 項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第 3 項に規定する図書は、津島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

津島町

北宇和郡津島町岩松甲 471 番地

代表者 町長 曾根貞義

北宇和郡津島町大字上畑地甲 604 番地

2 埋立区域

(1) 位置

北宇和郡津島町曾根字家ノ谷 834 番 2 から同字曾根ノ前 932 番 3 に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、1の地点と2の地点を結ぶ公有水面と45番防波堤との境界線（C・D・L・+2.25メートルにより決定）、2の地点から10の地点までを順次直線で結んだ線並びに1の地点と10の地点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.25メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（北宇和郡津島町曾根字家ノ谷 834 番 2 地先の45番防波堤に設置された金属鋸）は、北緯33度05分36秒 8.46、東経 132 度28分43秒 144 の地点

1 の地点は、基点から真北 332 度59分17秒 28.68メートルの地点

2 の地点は、1 の地点から真北 155 度49分39秒 22.77メートルの地点

3 の地点は、2 の地点から真北 271 度33分48秒1.82メートルの地点

4 の地点は、3 の地点から真北 1 度33分48秒3.10メートルの地点

5 の地点は、4 の地点から真北 271 度33分48秒189.98メートルの地点

6 の地点は、5 の地点から真北 181 度33分48秒3.10メートルの地点

7 の地点は、6 の地点から真北 271 度33分48秒5.10メートルの地点

8 の地点は、7 の地点から真北 1 度33分48秒 33.81メートルの地点

9 の地点は、8 の地点から真北 271 度33分48秒3.10メートルの地点

10の地点は、9の地点から真北1度33分48秒1.00メートルの地点

(3) 面積

3,371.55平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成13年 3 月21日 愛媛県指令港第78号

4 しゅん功認可年月日

平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 429 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目472番 1 地先から 同町六丁目472番10地先まで	旧	メートル 8.6～10.2	キロメートル 0.031	
			新	8.6～18.0	0.031	

○愛媛県告示第 430 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	多喜浜泉川線	新居浜市庄内町六丁目472番 1 地先から 同町六丁目472番10地先まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 431 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	三坂松山線	松山市小村町280番 5 から 同町305番 4 まで	旧	メートル 10.0～16.0	キロメートル 0.255	
			新	13.4～17.0	0.255	

○愛媛県告示第 432 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	三坂松山線	松山市小村町280番 5 から 同町305番 4 まで	平成14年 3 月31日

○愛媛県告示第 433 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	湯山高縄北条線	北条市横谷字城之元乙254番 4 から 同市横谷字ツガ浦丁178番 2 まで	旧	メートル 5.0～11.8	キロメートル 0.121	
			新	9.6～25.0	0.121	
"	"	北条市横谷字ツガ浦丁167番16	旧	5.0～ 7.9	0.012	
			新	11.0～15.3	0.012	
"	"	北条市横谷字上井手乙220番 6	旧	6.5～14.2	0.080	
			新	9.9～29.5	0.080	

○愛媛県告示第 434 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	湯山高縄北条線	北条市横谷字城之元乙254番 4 から 同市横谷字ツガ浦丁178番 2 まで	平成14年 3 月15日
"	"	北条市横谷字ツガ浦丁167番16	"
"	"	北条市横谷字上井手乙220番 6	"

○愛媛県告示第 435 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡美川村東川3897番 2	旧	メートル 4.5～ 5.3	キロメートル 0.031	
			新	4.5～11.8	0.031	
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川2181番 2	旧	4.0～ 5.3	0.009	
			新	7.3～ 8.3	0.009	

○愛媛県告示第 436 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡美川村東川3897番 2	平成14年 3 月 1 日
県 道	美川小田線	上浮穴郡美川村大川2181番 2	〃

○愛媛県告示第 437 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	久万中山線	上浮穴郡小田町大字臼杵2536番 1 地先から 同大字2536番 6 まで	旧	メートル 5.0 ~ 9.6 12.2 ~ 23.8	キロメートル 0.124 0.039	
			新	12.2 ~ 23.8	0.039	
〃	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2967番 2 から 同村黒藤川2978番 3 まで	旧	4.3 ~ 7.0	0.113	
			新	13.5 ~ 29.0	0.113	
〃	直瀬渋草線	上浮穴郡面河村渋草657番地先から 同村渋草1910番地先まで	旧	3.0 ~ 10.0	0.312	
		上浮穴郡面河村渋草654番地先から 同村渋草631番 3 まで	新	9.6 ~ 22.6	0.105	

○愛媛県告示第 438 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川川内線	上浮穴郡美川村黒藤川2967番 2 から 同村黒藤川2978番 3 まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 439 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4019番 7 から 同町大瀬北4019番 4 まで	旧	メートル 4.0 ~ 9.2	キロメートル 0.040	
			新	13.8 ~ 39.5	0.041	

○愛媛県告示第 440 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬北4019番 7 から 同町大瀬北4019番 4 まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 441 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	東宇和郡明浜町大字狩浜 4 番耕地1064番 1 から 同大字 3 番耕地1817番 1 まで	旧	メートル 12.9 ~ 16.0	キロメートル 0.039	
			新	18.0 ~ 27.0	0.039	
県 道	鳥坂宇和線	東宇和郡宇和町大字田野中1401番 2	旧	4.9 ~ 5.1	0.029	
			新	13.0 ~ 15.0	0.029	
"	日向谷高野子線	東宇和郡城川町大字川津南1951番 1 地先から 同大字1971番地先まで	旧	5.2 ~ 8.2	0.101	
			新	8.0 ~ 16.4	0.101	

○愛媛県告示第 442 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	東宇和郡明浜町大字狩浜 4 番耕地1064番 1 から 同大字 3 番耕地1817番 1 まで	平成14年 3 月 1 日
県 道	鳥坂宇和線	東宇和郡宇和町大字田野中1401番 2	"
"	日向谷高野子線	東宇和郡城川町大字川津南1951番 1 地先から 同大字1971番地先まで	"

○愛媛県告示第 443 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和野村線	東宇和郡宇和町大字卯之町四丁目522番から 同町大字稲生26番まで	旧	メートル 9.6 ~ 35.0	キロメートル 0.942	
			新	17.8 ~ 221.8	0.942	

○愛媛県告示第 444 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥坂宇和線	東宇和郡宇和町大字信里1566番 2 から 同大字1567番 2 まで	旧	メートル 7.8 ~ 20.0	キロメートル 0.063	
			新	15.0 ~ 25.5	0.063	

○愛媛県告示第 445 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥坂宇和線	東宇和郡宇和町大字信里1566番 2 から 同大字1567番 2 まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 446 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河内立間停車場線	北宇和郡吉田町大字立間字ウラダ 2 番耕地2868番 1 地 先から 同字 2 番耕地2868番 4 地先まで	旧	メートル 4.0 ~ 18.2	キロメートル 0.040	
			新	11.5 ~ 18.2	0.040	
"	西谷吉田線	北宇和郡吉田町大字立間字蔭 2 番耕地2277番 4	旧	11.3	0.004	
			新	13.3	0.004	

○愛媛県告示第 447 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	河内立間停車場線	北宇和郡吉田町大字立間字ウラダ 2 番耕地2868番 1 地先から 同字 2 番耕地2868番 4 地先まで	平成14年 3 月 1 日
〃	西谷吉田線	北宇和郡吉田町大字立間字蔭 2 番耕地2277番 4	〃

○愛媛県告示第 448 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2528番から 同大字2514番 2 まで	旧	メートル 4 9 ~ 16 2	キロメートル 0 310	
			新	19 0 ~ 31 0	0 305	

○愛媛県告示第 449 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛津島線	北宇和郡津島町大字御内2528番から 同大字2514番 2 まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 450 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	網代鳥越線	南宇和郡内海村網代484番地先から 同村網代491番 2 地先まで	旧	メートル 4 0 ~ 9 8	キロメートル 0 058	
			新	6 7 ~ 10 2	0 058	
〃	〃	南宇和郡内海村魚神山17番 3 地先から 同村魚神山32番 2 まで	旧	5 0 ~ 15 6	0 088	
			新	17 3 ~ 50 3	0 088	
〃	〃	南宇和郡内海村魚神山1157番 2 から 同村魚神山1140番 2 まで	旧	4 6 ~ 14 6	0 313	
			新	11 8 ~ 65 2	0 313	

○愛媛県告示第 451 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町緑乙1585番地先から 同町緑乙1209番 4 まで	平成14年 3 月 1 日
〃	網代鳥越線	南宇和郡内海村網代484番地先から 同村網代491番 2 地先まで	〃
〃	〃	南宇和郡内海村魚神山17番 3 地先から 同村魚神山32番 2 まで	平成14年 3 月20日
〃	〃	南宇和郡内海村魚神山1157番 2 から 同村魚神山1140番 2 まで	平成14年 3 月10日

○愛媛県告示第 452 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都878番 6 から 同町僧都878番 7 まで	旧	メートル 3 2 ~ 9 0	キロメートル 0 .188	
			新	6 3 ~ 38 0	0 .169	
〃	〃	南宇和郡城辺町僧都843番 4 から 同町僧都828番 2 まで	旧	3 5 ~ 35 0	0 222	
			新	10 0 ~ 46 0	0 215	
〃	〃	南宇和郡城辺町僧都216番から 同町僧都46番 2 まで	旧	4 6 ~ 11 8	0 345	
			新	5 1 ~ 51 2	0 345	
〃	〃	南宇和郡城辺町緑甲2010番 2 から 同町緑甲2009番 5 まで	旧	5 4 ~ 6 4	0 .164	
			新	11 3 ~ 33 3	0 .164	
〃	〃	南宇和郡城辺町緑甲1017番 2 から 同町緑甲1014番 1 地先まで	旧	5 9 ~ 6 9	0 .065	
			新	11 5 ~ 20 0	0 .065	

○愛媛県告示第 453 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡城辺町僧都878番 6 から 同町僧都878番 7 まで	平成14年 3 月 1 日

〃	〃	南宇和郡城辺町僧都843番 4 から 同町僧都828番 2 まで	〃
〃	〃	南宇和郡城辺町僧都216番から 同町僧都46番 2 まで	〃
〃	〃	南宇和郡城辺町緑甲2010番 2 から 同町緑甲2009番 5 まで	〃
〃	〃	南宇和郡城辺町緑甲1017番 2 から 同町緑甲1014番 1 地先まで	〃

○愛媛県告示第 454 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町榎月172番地先から 同町榎月231番地先まで	旧	メートル 10.0～59.6	キロメートル 0.526	
			新	10.0～59.6 11.2～151.0	0.526 0.240	

○愛媛県告示第 455 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡西海町榎月172番地先から 同町榎月231番地先まで	平成14年 3 月15日

○愛媛県告示第 456 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見597番 2 から 同町樽見359番 1 地先まで	旧	メートル 4.0～13.0	キロメートル 0.246	
			新	4.0～13.0 14.5～52.0	0.246 0.255	

○愛媛県告示第 457 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見597番2から 同町樽見359番1地先まで	平成14年 3 月 1 日

○愛媛県告示第 458 号

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように指定する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	指定する期日
一般国道	194号	愛媛県西条市藤之石字寒風山国有林38林班が小班から 愛媛県西条市中野字楠甲470番地10地先まで	平成14年 4 月 1 日
一般国道	197号	愛媛県八幡浜市八幡浜字中深1208番 3 から 愛媛県西宇和郡三崎町三崎字ハマ2000番 2 地先まで	平成14年 4 月 1 日
一般国道	378号	愛媛県喜多郡長浜町大字長浜甲1019番 2 地先から 愛媛県西宇和郡保内町宮内 2 番耕地134番 1 地先まで	平成14年 4 月 1 日
県道	伊予松山港線	愛媛県伊予郡松前町大字筒井字城新田1452番 1 地先から 愛媛県松山市西垣生町278番 1 地先まで	平成14年 4 月 1 日
県道	松山伊予線	愛媛県伊予郡松前町西高柳93番地先から 愛媛県伊予郡松前町大字筒井字一水口 6 番地先まで	平成14年 4 月 1 日

○愛媛県告示第 459 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 都市計画の種類及び名称
東予広域都市計画臨港地区
- 都市計画を変更する土地の区域
 - 追加する部分
なし
 - 削除する部分
西条市禎瑞の一部

○愛媛県告示第 460 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 都市計画の種類及び名称
松山広域都市計画道路

3・4・69土手内中西外線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 北条市大字土手内字大町及び字六反地、大字辻字芥子地、字吉黒及び字下宮ノ窪並びに大字中西内字横田
- 削除する部分 北条市大字土手内字大町及び字六反地、大字辻字下中溝、字芥子地、字上中溝、字吉黒、字下宮ノ窪、字大坪及び字宮ノ窪並びに大字中西外字末元

○愛媛県告示第 461 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画公園 4・4・5 南吉田東公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送

(2) 調達物品名及び数量

愛媛県広報紙県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び配送（毎月 573 350部、12回発行） 一式

(3) 調達物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期間

契約締結の日から平成15年 3 月31日まで

(5) 納入場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パ - セントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「印刷・製本類」について平成14年度及び平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 仕様書に定める納入期日に確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部総務管理課用品調達係
〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2
電話 (089)941-2111 内線 2310

(2) 入札書の受領期限

平成14年 4 月11日（木）午後 2 時

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成14年 4 月11日（木）午後 2 時
愛媛県総務部総務管理課会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Printing related to 573 350×12copies of Ehime Prefecture's newsletter "Sawayaka Ehime"

(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 11 April 2002

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-941-2111 Ext 2310

○公 告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成14年 3 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

職 種	等 級
ビル設備管理、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、プラスチック成形（インフレーション成形に係るものに限る。）、陶磁器製造（絵付けに係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、写真、商品装飾展示及びフラワー装飾	1 級及び 2 級
造園、金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、フライス盤、平面研削盤、数値制御旋盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、電子機器組立て、和裁、とび、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）、写真及び商品装飾展示	3 級
さく井、鋳造、鍛造、機械加工（3 級にあっては普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装	基礎 1 級、基礎 2 級及び 3 級（技能実習制度に係るものに限る。）

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成14年 6 月12日（水）から 9 月 8 日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

ただし、基礎 1 級、基礎 2 級及び 3 級（技能実習制度に係るものに限る。）については、上記の期間にかかわらず愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

ただし、基礎 1 級、基礎 2 級及び 3 級（技能実習制度に係るものに限る。）については、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

金属熱処理（一般熱処理に係るものに限る。）、金属プレス加工、産業車両整備、和裁、プラスチック成形（インフレーション成形に係るものに限る。）、とび、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事及びシーリング防水工事に係るものに限る。）、サッシ施工及び塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）、	平成14年 8 月25日(日)
機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、横中ぐり盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、ホブ盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、木型製作、家具製作（家具手加工に係るものに限る。）、建具製作（木製建具手加工に係るものに限る。）、印刷（オフセット印刷に係るものに限る。）、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及び商品装飾展示	平成14年 9 月 1 日(日)
写真	平成14年 9 月 4 日(水)
ビル設備管理、造園、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造に係るものに限る。）、放電加工、建築板金、工場板金（曲げ板金に係るものに限る。）、仕上げ、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。）、陶磁器製造（絵付けに係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、表装及びフラワー装飾	平成14年 9 月 8 日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成14年 4 月 4 日（木）から17日（水）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

なお、基礎 1 級、基礎 2 級及び 3 級（技能実習制度に係るものに限る。）については、随時受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地 1 愛媛県三番町ビル内

愛媛県職業能力開発協会